

実 施 要 項

1 日 時 2025（令和7）年11月25日（火）

(1) 面談相談 午後1時より午後5時まで

(2) 電話相談 午後1時より午後7時まで

2 内 容 犯罪被害者相談

3 実施方法

(1) 面談相談（午後1時から午後5時まで）

上記1(1)の日時に弁護士会館で担当弁護士が無料で法律相談に応じます。

面談による相談をご希望の方は、前日までに弁護士会事務局で予約を取り、弁護士会館にご来訪ください。予約のない当日の面談相談も、当日午後4時まで弁護士会窓口で受け付けたものには対応いたします。ただし予約された方を優先します。

(2) 電話相談（午後1時から午後7時まで）

上記1(2)の日時に、下記特設電話番号まで電話をかけてください。担当弁護士が電話で法律相談に応じます。相談料は無料ですが、電話料金はかかります。

面談相談のご予約は、富山県弁護士会事務局（076-421-4811）にお願いします。

電話相談は、特設電話（076-413-6466）で当日受け付けます。

実施に関するお問い合わせは、

富山県弁護士会事務局（TEL 076-421-4811）にお願いします。